

# 平成18年度 介護保険料（65歳以上の方） が決定しました！

平成18年7月に介護保険料の本算定を行い、65歳以上のみなさんの介護保険料が決定しました。

これまでは、旧中川根町と旧本川根町でそれぞれ保険料率が異なる不均一賦課を行っていましたが、平成18年度からは、川根本町として統一した料金で算定を行います。

川根本町における介護保険料は、基準額が『年額37,200円（月額3,100円）』です。

これは、川根本町の高齢者人口や、要介護認定者数、また、平成18年度までの3年間に提供されるサービスの費用見込みに基づき算出された金額です。

介護保険はみなさんに納めていただく保険料で支えられています。制度が円滑に運営できますよう保険料の納付にご協力ください。

平成18年度からは保険料の段階もこれまでの5段階から6段階へと細分化されています（左表参照）。

また、18年度から2年間、**税制改正に伴う激変緩和措置**も設けられています。

〜激変緩和措置とは？〜

平成17年度の地方税法改正により、今まで住民税非課税者が課税者となった方に対し、保険料が急激な負担増にならないよう、段階的（2年間）に引き上げる経過措置です。

## ◆ 保険料の納付方法

次のいずれかの方法で納付していただきます。

### ◆ 特別徴収

受給している年金の定期払い（年6回）の際に、介護保険料を天引きさせていただきます。

\* 特別徴収の対象となる年金  
老齢基礎年金・老齢退職年金・遺族年金・障害年金等

\* 4月・6月・8月の3回は仮徴収期

間として、前年度の2月と同額の保険料を納めていただいています。本算定後の10月・12月・2月の3回は、仮徴収分との調整が行われ、確定した年度の特別徴収額から仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて納めていただきます。

### ◆ 普通徴収

特別徴収に該当しない方は、町から送付される介護保険納入通知書

に基づいて納めていただきます。普通徴収の対象になる方は、受給している年金が年額18万円以下の方や年金の支払が停止された方、年度の途中で65歳になられた方などです。

\* 4〜7月の4カ月間は、仮徴収期間

として前年度の所得段階に応じた金額を納めていただいています。本算定後の8月分からは、仮徴収分との調整が行われ、確定した年度の普通徴収額から仮徴収額を差し引いた額を8回に分けて納めていただきます。  
\* 納め忘れないように、「口座振替」をご利用ください。

◆ 特別徴収の方には9月、◆ 普通徴収の方には8月に「平成18年度の保険料額」を通知します。

### \* 保険料の減免もあります

災害・失業・その他特別な事情で保険料を納めることが困難な場合、保険料の減免が受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

※ 地方税法改正により、介護保険料の他に国民健康保険税も負担増が予測されます。国民健康保険税の税率等についての詳細は来月号に掲載します。